

奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産地域連絡会議

竹富町・西表島における 特定自然観光資源制度の運用開始について

令和7年2月12日（水）

竹富町長 前泊 正人

西表島の5つの特定自然観光資源



- 令和7年3月1日より、西表島の5つのフィールドにおいて、エコツーリズム推進法に基づく特定自然観光資源制度の運用を開始予定。
- 立入りにあっては、原則として、竹富町長からの事前承認が必要となる。



立入承認申請の承認条件



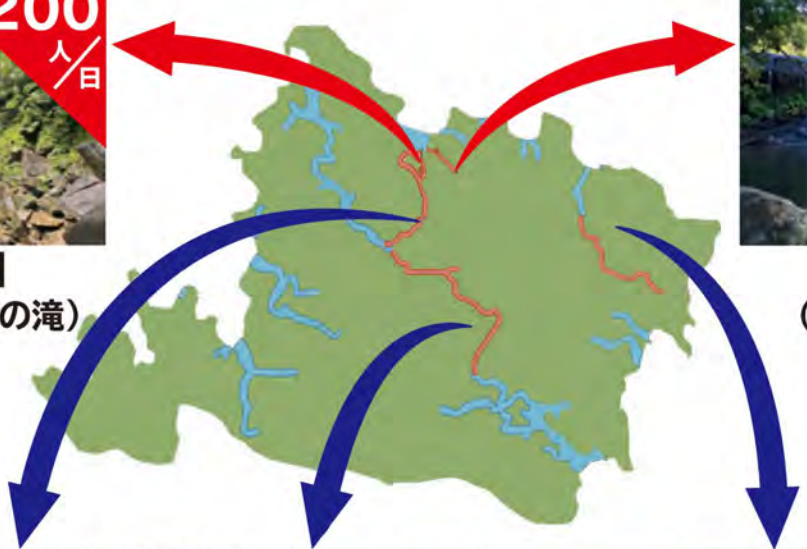
ヒナイ川
(ピナイサーラの滝)



西田川
(サンガラの滝)

←【立ち入りの条件】

- ・登録引率ガイドが利用者に同行すること
- ・所定の手数料を支払うこと



テドウ山



浦内川源流域
(マヤグスクの滝・横断道)



古見岳

←【立ち入りの条件】

- ・登録引率ガイドが利用者に同行すること
または利用者全員が事前に講習を受講すること
- ・所定の手数料を支払うこと

※以下の行為を目的とする立入りは、事前承認申請が不要となる

- ・ 大学その他の学術研究機関による学術研究行為（事前の届出が必要）
- ・ 竹富町立学校が行う教育活動（事前の届出が必要）
- ・ 竹富町民による余暇活動、狩猟行為等を目的とした立入り 等

西表島フィールドエントリーシステム



- 申請～手数料決済～立入承認証交付～入域管理を電子上で一元化できるシステムとして、「西表島フィールドエントリーシステム」を整備。

Iriomote Field Entry System

フィールドエントリー

本申請入力

本申請する内容を確認または追加入力し「確認」ボタンを押してください。

立入情報

立入希望日:	必須	<input type="text"/>
立入人数:	2人	<small>*入力のある申請者・同行者に加え、ガイド1名分を含みます。</small>
フィールド:	必須	--選択してください--
立入条件:	必須	<input checked="" type="radio"/> 引率事業者に依頼する <input type="radio"/> 利用者全員が講習を受講する
立入目的:	必須	<input checked="" type="radio"/> 観光 <input type="radio"/> その他
引率事業者:	必須	(training_a) トレーニング用ガイド事業者A
引率ガイド:	必須	トレーニング用ガイドA
立ち入る巡路または範囲:	必須	定められた利用ルート <small>特に必要がある場合には修正をお願いします。</small>
承認手数料の決済者:	必須	<input checked="" type="radio"/> 引率事業者 <input type="radio"/> 旅行者

代表旅行者情報

代表旅行者氏名:	必須	<input type="text"/>
代表旅行者氏名(カナ):	必須	<input type="text"/>
年齢:	必須	<input type="text"/> 歳
郵便番号:	<input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="button" value="住所検索 Q"/>
国:	必須	<input checked="" type="radio"/> 国内 <input type="radio"/> 国外
都道府県:	必須	<input type="text"/>
市区町村:	必須	<input type="text"/>
それ以降の住所:	必須	<input type="text"/>
電話番号:	必須	<input type="text"/>

西表島 フィールド エントリー システム

竹富第 241.1120001 号
令和6年 11月 12日

高橋 優人 殿

立入承認証

エコツーリズム推進法第10条第1項の規定に基づき、
特定自然観光資源の所在する区域への立入りを承認する。

- 立 入 日 時 : 2024年11月13日
- 立 入 人 数 : 2人
- 特定自然観光資源の名称 : 古見岳
- 立 入 条 件 : 引率事業者に依頼する
- 立ち入る巡路または範囲 : 定められた利用ルート

竹富町長 前泊 正人
(公 印 省 略)

なお、この処分に対して不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることはできない。）に竹富町長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第8条及び第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えはできない。）に、竹富町（訴訟において竹富町を代表する者は竹富町長、以下同じ。）を被告として提起することができます。ただし、行政不服審査法に基づく審査請求をした場合には、処分取消しの訴えは、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることはできない。）に、竹富町を被告として提起することができます。

エコツーリズム推進法抜粋

（特定自然観光資源に関する規制）

第十条 市町長は、認定全体構想に従い、第8条第1項の規定により指定した特定自然観光資源が多数の観光旅行者その他の者の活動により著しく損なわれるおそれがあると認めるときは、主務省令で定めるところにより、当該特定自然観光資源の所在する区域への立入りにつきあらかじめ当該市町長の承認を受けるべき旨の制限をすることができる。ただし、他の法令によりその所在する区域への立入りが制限されている特定自然観光資源であって主務省令で定めるところについては、この限りでない。

- 前項の規定による制限がされたときは、同項の承認を受けた者以外の者は、当該特定自然観光資源の所在する区域に立ち入ってはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を行うために立ち入る場合及び通常の管理行為、軽微な行為その他の行為であって主務省令で定めるところを行うために立ち入る場合については、この限りでない。
 - 第1項の承認は、立ち入ろうとする者の数について、市町長が定める数の範囲内において行うものとする。
 - 市町村の当該職員は、第2項の規定に違反して当該特定自然観光資源の所在する区域に立ち入る者があるときは、当該区域への立入りをやめるよう指示し、又は当該区域から退去するよう指示することができる。
- 5～6（略）

（罰則）

第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

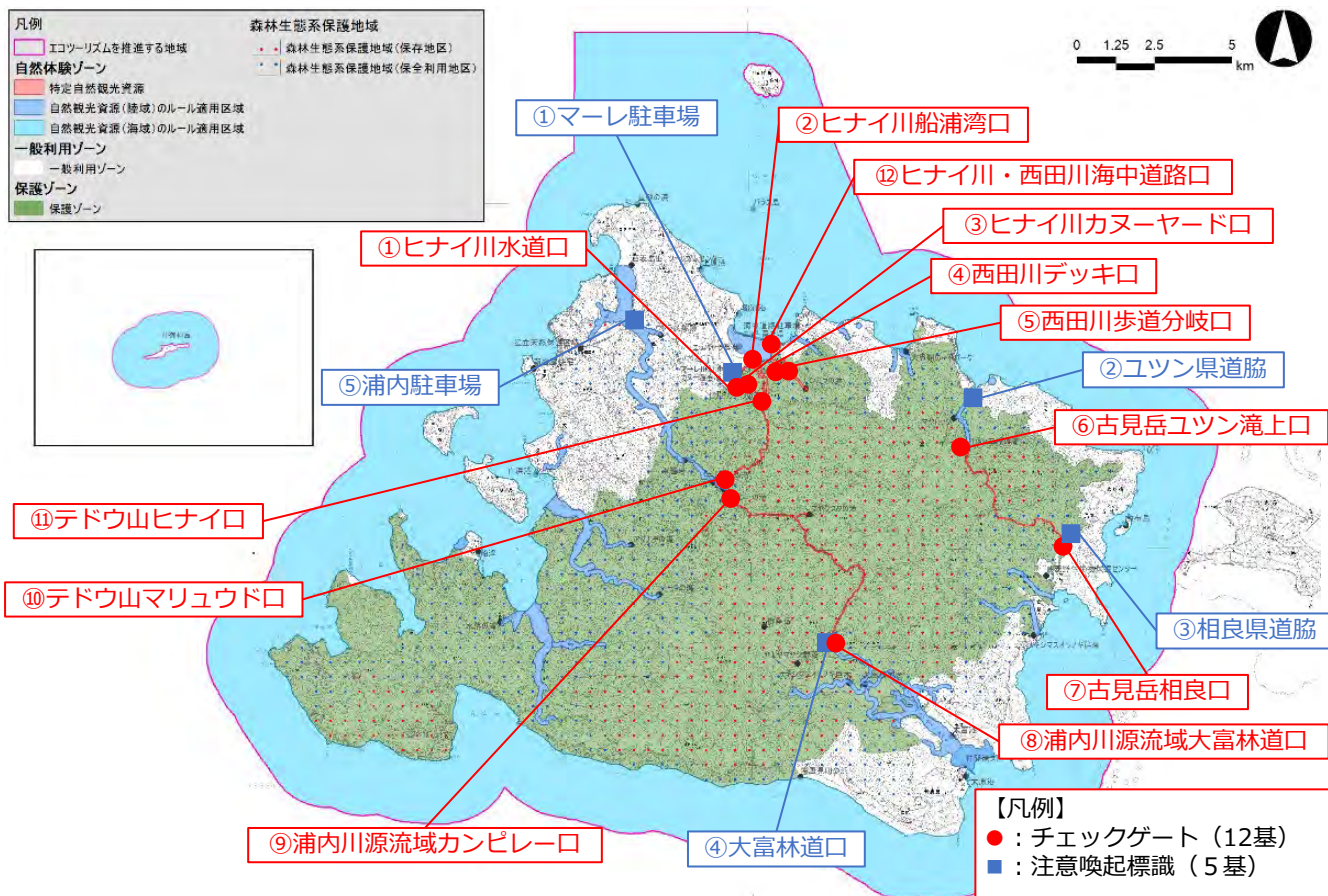
一（略）

二 第10条第4項の規定による市町村の当該職員の指示に従わないで、当該特定自然観光資源の所在する区域へ立ち入り、又は当該区域から退去しなかった者

システムと連動した標識整備



- 特定自然観光資源内への歩道入口12か所及び駐車場等の入域拠点5か所に、標識を整備。
- 立入制限区域が存在することの注意喚起のみならず、西表島フィールドエントリーシステムと連動させた入域状況管理を実施。



標識設置位置図



チェックゲート姿図

西表島フィールドエントリーシステム



- 入退域時にQRを読み込みを求め、ルートごとの詳細な利用状況を把握。
- 関係機関と連携して実施する自然環境のモニタリングデータとあわせて、順応的管理の実現を目指す。





ご清聴ありがとうございました

2025年3月より

西表島の5つのフィールドで、

利用人数制限が始まります!!

イリオモテヤマネコがくらす豊かな自然を未来につなぐために、西表島の自然体験のしくみが変わります！

西表島では、大切な自然資源を「オーバーツーリズム」によって損なうことなく、この先ずっと守りつなげていくために、自然体験フィールドの利用についての様々なルールを定めています。その一つとして、西表島の中でも「ピナイサーラの滝」など特に自然環境を保全する必要がある5つのフィールドを、エコツーリズム推進法に基づく「特定自然観光資源」に指定し、1日あたりに利用できる上限人数を設けました。2025年3月1日から、これらの5フィールドにトレッキングやカヌー等で立入るには、竹富町へ事前申請を行い、承認を得る必要があります。

！ 人数制限がかかる5つのフィールド（特定自然観光資源）の上限人数と立入条件

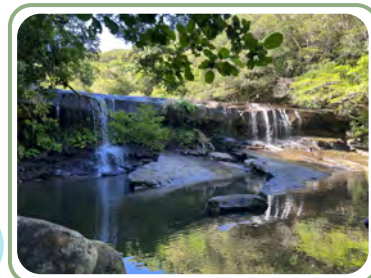
特定自然観光資源（フィールド）の名称	上限人数	立入りの条件
ヒナイ川（ピナイサーラの滝）	200人/日	登録引率ガイドが利用者に同行すること
西田川（サンガラの滝）	100人/日	
古見岳	30人/日	登録引率ガイドが利用者に同行すること または 利用者全員が事前に講習 [*] を受講すること
浦内川源流域（マヤグスクの滝・横断道）	50人/日	
テドウ山	30人/日	

※講習は西表島内にて対面で行います

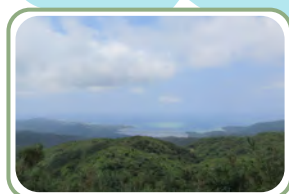
ヒナイ川（ピナイサーラの滝）



西田川（サンガラの滝）



浦内川源流域
（マヤグスクの滝・横断道）



テドウ山

古見岳



！ 立入承認を受けるための申請

立入承認を受けるための申請は、立入り希望日の6か月前から受け付けます。2025年3月からの制度開始に向けて、2024年9月より、竹富町西表島エコツーリズム推進協議会のWebサイト内にて、立入承認申請の受付を開始しました。

さらに詳しく！

竹富町西表島エコツーリズム
推進協議会 Web サイト



！ 立入承認申請にかかる手数料

立入承認申請を行う際には、規定の立入承認事務手数料がかかります。

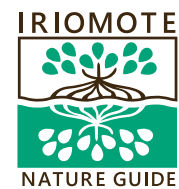
特定自然観光資源（フィールド）と立入方法		手数料金額
ヒナイ川（ピナイサーラの滝） 西田川（サンガラの滝）		500 円 / 人
古見岳 浦内川源流域（マヤグスクの滝・横断道） テドウ山	登録引率ガイド同行の場合	500 円 / 人
	講習受講の場合	1000 円 / 人

！ 登録引率ガイドとは

2020年4月に施行された「竹富町観光案内人条例」により、西表島の陸域で自然観光ガイド事業を行うことができるのは、竹富町長から「観光案内人」の免許を受けたガイド事業者のみとなりました。

さらに、2025年3月からの特定自然観光資源の人数制限の開始にあたり、「観光案内人」の内、一定の条件を満たしているガイドを「登録引率ガイド」に認定しています。5つの特定自然観光資源（フィールド）をガイドできるのは、この「登録引率ガイド」に限られています。

「観光案内人」や「登録引率ガイド」には、免許証の携帯が義務付けられています。



・観光案内人ロゴマーク



・竹富町観光ガイド免許証の例

！ 立入承認申請が不要なケース

以下に該当する場合、立入承認申請をすることなく、特定自然観光資源に立入ることができます。

- ① 国・都道府県・竹富町職員又はこれらから委託を受けた者の、巡視又は調査行為
- ② 大学その他の学術研究を目的とする機関又は団体に属する者が行う学術研究行為（※ただし14日前までに、目的、内容等が記載された書面の提出が必要）
- ③ 竹富町立の小学校、中学校及び幼稚園が行う授業、課外活動その他の教育活動（※ただし14日前までに、目的、内容等が記載された書面の提出が必要）
- ④ 竹富町の住民によるレクリエーション活動
- ⑤ 竹富町の住民の親族によるレクリエーション活動（※ただし竹富町の住民が同行する場合に限る）
- ⑥ 竹富町の住民による狩猟行為

この他、消防団等による捜索・救助活動等も申請が不要となります。詳しくは、竹富町自然観光課までお問合せください。